

田原市合宿宿泊費助成金 Q & A

Q 1 どんな団体が助成の対象となるの？

A 田原市外に所在する中学、高校、大学、専門学校の体育系及び文化系のクラブやサークル、企業内クラブ、サークル（ただしアマチュア団体に限る）が対象となります。

例) ○○中学吹奏楽部、▲▲高校野球部、□□大学テニスサークル、
◆◆専門学校落語同好会、●●株式会社陸上部 など

Q 2 どのような合宿が対象となるの？

A 田原市内で実施する合宿であれば、体育系・文化系を問いません。スポーツ合宿のほか、大学のゼミ合宿や高校の勉強合宿なども対象となります。

Q 3 助成対象となる合宿の期間は？

A 平成30年4月1日以降に開始し、平成31年3月31日までに終了する合宿が対象となります。

Q 4 延べ宿泊数の計算方法は？

A 宿泊人数に宿泊日数を乗じた数となります。

例1) 宿泊人数10人で宿泊日数3日の場合
 $10人 \times 3日 = 30泊$

例2) 宿泊人数5人で宿泊日数10日の場合
 $5人 \times 10日 = 50泊$

※注意 上記の計算方法により、延べ宿泊数が20泊未満となった場合は、助成の対象となりません。また、延べ宿泊数が200泊を上回る場合は、助成上限額が20万円のため、200泊を超える部分については助成対象外となります。

Q 5 田原市内で行われる大会に出場するために、田原市内に前泊する場合は助成対象となるの？

A 助成対象外です。なお、田原市内で開催される大会に出場するために田原市内で直前合宿を実施し、そのまま大会に出場する場合は、直前合宿の日程部分は対象となります。ただし、この場合も延べ宿泊数20泊以上が必要となります。

例1) ○○競技大会に出場するため、大会前日に田原市内の宿泊施設に宿泊
⇒助成対象外です。

例2) ○○競技大会出場のため、大会開催日の1週間前から田原市内で合宿し、

そのまま大会に出場

⇒合宿部分は助成対象となります。

Q 6 田原市内で1年間のうちに合宿を2回実施する場合は、それぞれの合宿が助成対象となるの？

A 対象となります。ただし、同一団体が同一年度内に受けられる助成金上限額は20万円ですので、2回目の合宿は、助成金上限額20万円から1回目の合宿で交付された助成金額を差し引いた額が助成対象額となります。

Q 7 合宿参加者が多いため、複数の宿泊施設に分散して合宿を実施するのですが、宿泊施設ごとに助成の対象となるの？

A 宿泊施設ごとには対象となりません。

同一団体が複数の宿泊施設に分宿した場合は、1団体として申請していただくこととなります。この場合の延べ宿泊数は、それぞれの宿泊施設での延べ宿泊数を合算した数となります。なお、複数の団体が合同で合宿を実施する場合は、それぞれの団体が申請を行うことができます。

Q 8 合宿で使用する施設の使用料や現地までの交通費は助成対象となるの？

A 助成対象外です。助成対象となるのは、合宿を実施するのに必要な費用のうち、宿泊費のみが対象となります。

Q 9 どのような場合に変更(中止)承認申請が必要となるの？

A 合宿を中止する場合や、合宿参加人数の増減や日程変更のなどにより、助成金交付決定通知書に記載された交付決定額から少額でも増額する場合、2割以上の減額が生じる場合、合宿内容を大幅に変更する場合は、速やかに変更(中止)承認申請書を提出してください。

例) 合宿参加人数20人、宿泊日数5日で助成金交付申請し、助成金交付決定額が10万円となっている場合

① 増額する場合

合宿人数が23名となり、延べ宿泊数が6泊増加した

助成金額は $(23人 \times 5日) \times 1,000円 = 115,000円$

となり、15,000円の増額となる。

※注意 人数変更等により助成金額が増加する場合は、少額でも変更承認申請が必要となります。

② 交付決定額から2割以上減額場合

合宿参加人数が15人に減少し、宿泊日数を減らして4日にした。

助成金額は

延べ宿泊数（15人×4日）×1,000円＝60,000円

となり、4万円の減額となる

減額率が当初交付決定額10万円の2割（2万円）以上となるため変更承認申請が必要となります。

※注意 当初申請にて、交付決定を受けた助成額から2割を下回る減額が発生した場合は、変更承認申請は不要です。

また、参加人数や宿泊日数の変更により、延べ宿泊数が20泊未満となった場合は、助成対象外となりますので変更(中止)承認申請が必要となります。